

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	売木村

## 売木村鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名	産業課産業係
所在地	長野県下伊那郡売木村968番地1
電話番号	0260-28-2311
FAX番号	0260-28-2135
メールアドレス	sangyou03@vill.urugi.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ、イノシシ、カモシカ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	売木村全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和3年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		面積 (ha)	金額 (千円)
ニホンジカ	水稻、牧草、ヒノキ	5.36ha	5,839千円
イノシシ	水稻、野菜	0.3ha	67千円
カモシカ	ヒノキ	1.67ha	4,546千円
計		7.33ha	10,452千円
その他	—	—	—
合計		7.33ha	10,452千円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積 (被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

※その他にも記入し、管内全体被害数値を合計で示すこと。

※県に定期報告した数値と整合させること。

(2) 被害の傾向

<p>農作物の被害については、イノシシによる収穫期の水稻被害、ニホンジカによる植付時期、収穫期の水稻被害が主である。防護柵等の設置により被害は減少傾向にある。</p> <p>また、牧場においてニホンジカによる牧草の被害があったが、こちらも防護柵の設置により被害は減少していくと思われる。</p> <p>林業被害については、植林後のヒノキがカモシカの食害、ニホンジカによる食害、皮剥ぎ等の被害が発生している。</p>
---

(注) 1 近年の被害の傾向 (生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等)等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）		目標値（令和7年度）	
	被害面積(ha)	金額（千円）	被害面積(ha)	金額（千円）
ニホンジカ	5.36ha	5,839千円	4.83ha	5,255千円
イノシシ	0.3ha	67千円	0.27ha	60千円
カモシカ	1.67ha	4,546千円	1.50ha	4,091千円
計	7.33ha	10,452千円	6.60ha	9,406千円

(注) 1 2(1)で掲げた主な鳥獣について、被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	捕獲わなを購入し、捕獲を猟友会へ依頼して個体数調整を行ってきた。	狩猟従事者が現在10名とかなり少ない状態で、高齢化が深刻となっている。
防護柵の設置等に関する取組	集落による防護柵の設置を行い、緩衝帯整備事業により里山の整備を行っている。	集落ごとで防護柵の維持修繕を実施し、管理を引き続き行ってもらおうよう指導していく。
生息環境管理その他の取組	農地境界や村道法面の緩衝帯整備事業を進めている。	緩衝帯整備事業を行った地域について、事業後の管理を引き続き行ってもらおうよう指導していく。

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する普及等について記入する。

### (5) 今後の取組方針

有害鳥獣駆除従事者資格取得講習会受講手数料を補助し、狩猟従事者の増員を図る。

住民に対する野生鳥獣被害防止知識の向上のための学習会を開催する。緩衝帯整備後の管理についてアドバイスを行う。

ICT等の活用を検討し、罠の見回り等の負担軽減を図れるよう検討する。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用を含む)

## 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

飯伊連合猟友会売木支部へ捕獲を依頼。

売木村鳥獣被害対策実施隊を設置し、飯伊連合猟友会売木支部会員 10名を対象鳥獣捕獲員に委嘱。

- ・既存の体制(猟友会への委託)により捕獲を継続する。  
平成23年度に「売木村鳥獣被害対策実施隊」を設置済み。  
平成23年度から毎年、当該年の対象鳥獣捕獲員を任命。  
当該年の捕獲従事者安全講習受講済みの者を対象鳥獣捕獲員に任命する。  
必要に応じて、農林業関係者等による、わなの見回り、連絡等のサポートを実施し、対象鳥獣捕獲員の身体的負担軽減を図る。
- ・大型獣を捕獲する際、ライフル銃使用が必要となる場合がある。  
現地の状況により、捕獲実績向上のため、射程距離が長く命中精度が高いライフル銃を使用する必要がある。  
このため銃所持者の熟練者を中心にライフル銃使用可能者を育成し、捕獲体制の強化を図る。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R 2	ニホンジカ イノシシ カモシカ	報奨金による捕獲の推進 狩猟免許取得者増員のため、補助金を交付 捕獲機材、運搬機材等の整備
R 3	〃	〃
R 4	〃	〃

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
ニホンジカ、イノシシ、カモシカについては、県の第二種特定鳥獣保護管理計画に基づき適正な捕獲を実施する。 近年の対象鳥獣の捕獲実績、被害発生状況から捕獲計画数を設定した。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンジカ	200頭	200頭	200頭
イノシシ	50頭	50頭	50頭
カモシカ	必要数	必要数	必要数

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
ニホンジカについては、銃又はわなでの捕獲を通年で行う。 イノシシについては、銃又はわなでの捕獲を通年で行う。 カモシカについては、農林業被害があった場合のみ捕獲実施団地を設定し、銃又はわなによる捕獲を冬期に行う。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。  
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・銃器を使用して大型獣を捕獲する際に、使用する必要がある。</li> <li>・複数の実施隊員が山林内で巻き狩り方式で捕獲する際に、安全を確認して使用する。（冬期の捕獲が中心）</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型獣を捕獲する際、ライフル銃使用が必要となる場合がある。 現地の状況により、捕獲効果向上のため、射程距離が長く命中精度が高いライフル銃を使用する必要がある。 このため銃所持者の熟練者を中心にライフル銃使用可能者を育成し、捕獲体制の強化を図る。</li> <li>・人材育成のため、各市町村と連携して、ライフル銃安全射撃訓練施設環境整備に取り組む。</li> <li>・ライフル銃による有害鳥獣捕獲実施時期は、落葉期（晩秋から冬期）を基本とし、原則として隊員による巻き狩り方式で実施する。実施に当たっては安全確保を最優先とする。</li> </ul>	

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
売木村	ニホンジカ

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度

ニホンジカ イノシシ ハクビシン タヌキ	電気柵 700m	電気柵 700m	電気柵 700m
-------------------------------	----------	----------	----------

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。  
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンジカ イノシシ	各集落で侵入防止柵の修繕や敷設等管理を行う。	各集落で侵入防止柵の修繕や敷設等管理を行う。	各集落で侵入防止柵の修繕や敷設等管理を行う。

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記載する。

5. 生息環境管理その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5	ニホンジカ、イノシシ、カモシカ	緩衝帯の整備、侵入防止柵の管理 柵内の鳥獣の追払
6	〃	〃
7	〃	〃

- (注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
長野県南信州地域振興局	対象鳥獣の捕獲許可、連絡調整等

警察	安全の確保等
売木村	発生状況の掌握、広報無線による周知等
鳥獣被害対策実施隊	被害地域の現状把握等

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

住民→警察 ↓ 売木村→長野県 ↓ 鳥獣被害対策実施隊
-----------------------------------

- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

ニホンジカ、カモシカについて、捕獲後は、出来るだけ自家消費に努めることとするが、状況に応じて現場埋設とする。イノシシについてはCSF（豚熱）が終息するまでは現場もしくは栗園埋却場で埋却する。
---

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その他有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	年間捕獲頭数の 2.5%程度が食品利用されている。今後 5%を目指す。
ペットフード	利用予定なし
皮革	利用予定なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	利用予定なし

- (注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。



(2) 処理加工施設の取組

--

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等として安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

関係者には食品衛生関連の研修会等の受講を積極的に案内し参加していただく。
--------------------------------------

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	売木村有害鳥獣対策協議会
--------	--------------

構成機関の名称	役割
売木村	発生状況の掌握、捕獲実施計画の立案等
売木村農業委員会	被害地域の現状把握等
みなみ信州農業協同組合	被害関係の取りまとめ等
飯伊森林組合売木支所	林業被害の把握と生態分布の助言等
飯伊連合猟友会売木支部	被害防除策の助言、個体数調整

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
南信州野生鳥獣保護管理対策協議会	各市町村等の連携及び広域的な被害対策等の連絡調整
南信州野生鳥獣被害対策チーム	適切な被害防除対策の指導と協力

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成23年4月1日に設置された。  
飯伊連合猟友会売木支部会員を隊員として編成している。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う補遺害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体系図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項及び鳥獣被害対策実施隊の設置に関する事項

3月に管内全体で行われる安全講習会を受講したものを実施隊員として任命している。  
隊員数：9名（猟友会員で構成）

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場での対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

・南信州野生鳥獣被害対策チームと連携した「野生動物の生態、被害対策」などの普及活動（地元説明会、現地調査）を被害集落で行い、集落ぐるみの具体的な行動を促す。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。